

在籍型出向等支援の取組等について

令和4年2月

経済産業省 関東経済産業局

1. 人材シェアマッチング事業（広域関東de人材シェア！）について

- 関東経済産業局は、各都県、労働局、公益財団法人産業雇用安定センター等と連携し、「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトにおいて、在籍型出向の周知等を実施。
- これまでに、本ポータルサイトから合計26件（326名）のマッチングが成立。
(令和4年2月4日時点)
- 送出企業は、宿泊業、飲食店、旅行業を中心としたサービス業が半数以上を占めている一方、受入れ業種は、製造業、サービス業を中心に多岐にわたっている。

「広域関東de人材シェア！」の支援スキーム



※広域関東圏(1都10県):茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
※本支援の対象は、産業雇用安定センターが支援可能な案件に限ります。

「広域関東de人材シェア！」URL
<https://kanto-share.meti.go.jp/>

【参考】マッチング成立実績 ①

合計 26件 326名 (令和4年2月4日時点)

	人数	送 出	都 県 名	受 入	都 県 名
1	5名	製造業	栃木県	製造業	東京都
2	1名	製造業	—	製造業	静岡県
3	3名	サービス業（旅行業）	東京都	自治体（川崎市）	神奈川県
4	2名	サービス業（旅行業）	大阪府	自治体（川崎市）	神奈川県
5	10名	サービス業（旅行業）	大阪府	自治体（川崎市）	神奈川県
6	32名	サービス業	大阪府	小売業	神奈川県
7	10名	サービス業（旅行業）	大阪府	自治体（埼玉県）	埼玉県
8	10名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都
9	8名	サービス業	大阪府	製造業	東京都
10	24名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都
11	11名	サービス業	東京都	サービス業	東京都
12	2名	サービス業	東京都	運輸業	東京都
13	2名	サービス業	東京都	情報通信業	東京都

【参考】マッチング成立実績 ②

	人数	送出国	都県名	受入国	都県名
13	2名	サービス業	東京都	情報通信業	東京都
14	1名	サービス業	東京都	製造業	福岡県
15	2名	宿泊業・飲食サービス業	埼玉県	学術研究、専門・技術サービス業	埼玉県
16	1名	サービス業	東京都	サービス業	東京都
17	20名	製造業	東京都	小売業	神奈川県
18	20名	サービス業	大阪府	小売業	神奈川県
19	30名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都
20	6名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都
21	8名	サービス業	大阪府	小売業	神奈川県
22	1名	宿泊業・飲食サービス業	東京都	製造業	東京都
23	1名	製造業	栃木県	製造業	東京都
24	114名	宿泊業・飲食サービス業	東京都	サービス業	東京都
25	1名	物品賃貸業	神奈川県	サービス業	東京都
26	1名	物品賃貸業	神奈川県	物品賃貸業	神奈川県

【参考】マッチング企業からのコメント

■ 送出企業側のコメント

① 宿泊業 → サービス業

- ・従業員の出向にあたり、産業雇用安定助成金を活用できたのは良かった。
- ・特に、就業地がほぼ変わらない近隣の企業へ出向できたので、従業員の負担が少なかった。

② 旅行業 → サービス業

- ・小規模の旅行会社であるが、産業雇用安定センターの仲介で出向先が決まり感謝。
- ・産業雇用安定センターには継続して支援いただけるので有難い。

■ 受入企業側のコメント

① サービス業 ← 宿泊業

- ・出向者全員が業務に慣れ、大変活躍されており助かっている。
- ・仕事が忙しい時期に在籍型出向を活用して人員が確保できたことに感謝。

② 製造業 ← 宿泊業

- ・初めての外部からの出向受入で不安もあったが、それを払拭するような良質な人材であった。
- ・追加での出向受入も検討中。

③ サービス業 ← サービス業

- ・産業雇用安定センターの紹介で、多くの人材を出向で初めて受入れたが、出向者の質が良いことに驚いている。出向元企業が出向についての説明会を開催するなど丁寧な意識付けを行っていることと、両社の人事部門同士のコミュニケーションが良く取れていることが理由かと思われる。送出元企業は社員を大事にしていると感じる。
- ・受入側としては、人材不足をカバーでき感謝。既存の社員にも良い刺激になっている。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係るアンケート結果について

調査概要

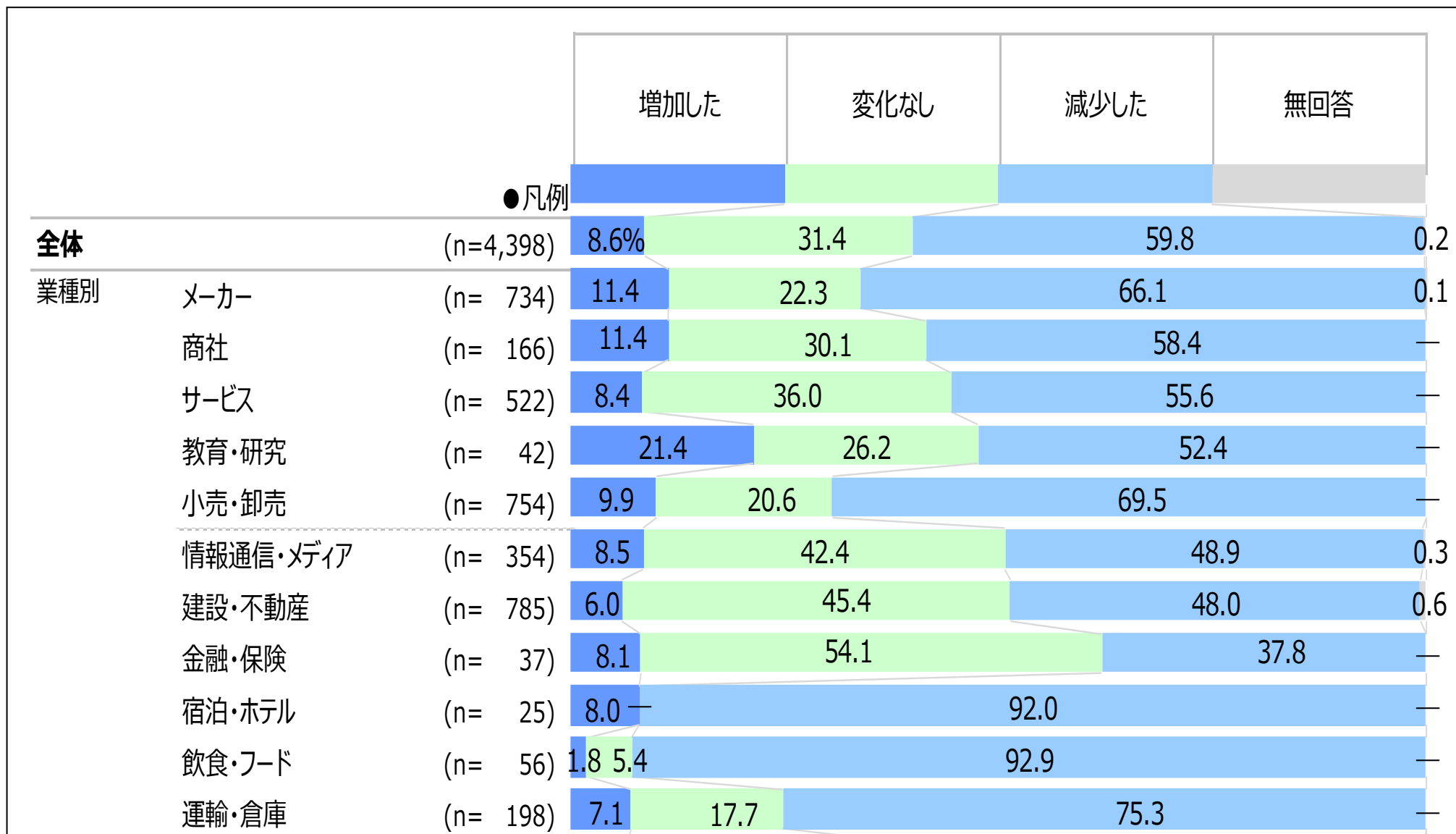
- 調査目的：
関東経済産業局管内における中小企業・小規模事業者の新型コロナウイルス感染症の影響下における人材の採用状況と人材ニーズ等を把握する。
※関東経済産業局管内：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の1都10県
- 調査対象企業：関東経済産業局管内の中小企業・小規模事業者
- 調査期間：令和3年6月21日～令和3年7月14日
- 有効回答数：4,398件

結果概要

- 新型コロナウイルス感染症拡大による事業の売上は、「増加した」が9%、「変化なし」が31%、「減少した」が60%。
- 現在の人材の充足状況は、人材が不足（「かなり不足・やや不足」）と回答した企業が60%。「過不足はない」が33%、過剰（「やや過剰・かなり過剰」）が6%。
- 在籍型出向の仕組みを「知っている」企業は23%。「聞いたことはあるが内容を知らない」が32%、「知らない」が44%。
- 認知している在籍型出向の支援制度は「雇用調整助成金」(30%)が最も高い。「支援制度を知らない」企業は57%に及ぶ。
- 人材シェアマッチング事業への参加意向は、「在籍型出向による人材の送出しに関心がある」が2%、「在籍型出向による人材の受入れに関心がある」が6%。「興味はあるがまず説明を受けたい」が16.8%、「興味はない」が73%。

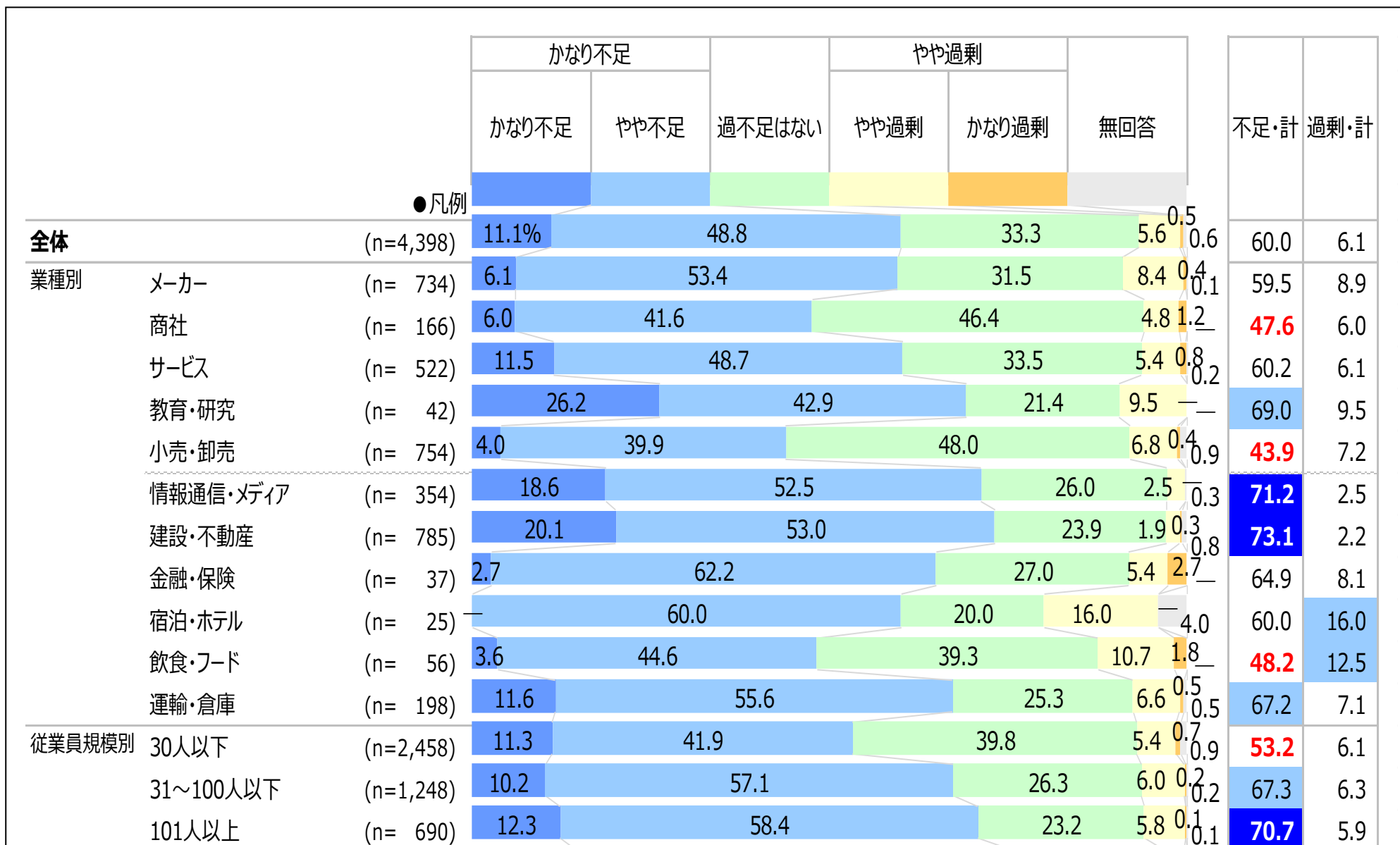
3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係るアンケート結果について

① 事業の売上への影響



3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係るアンケート結果について

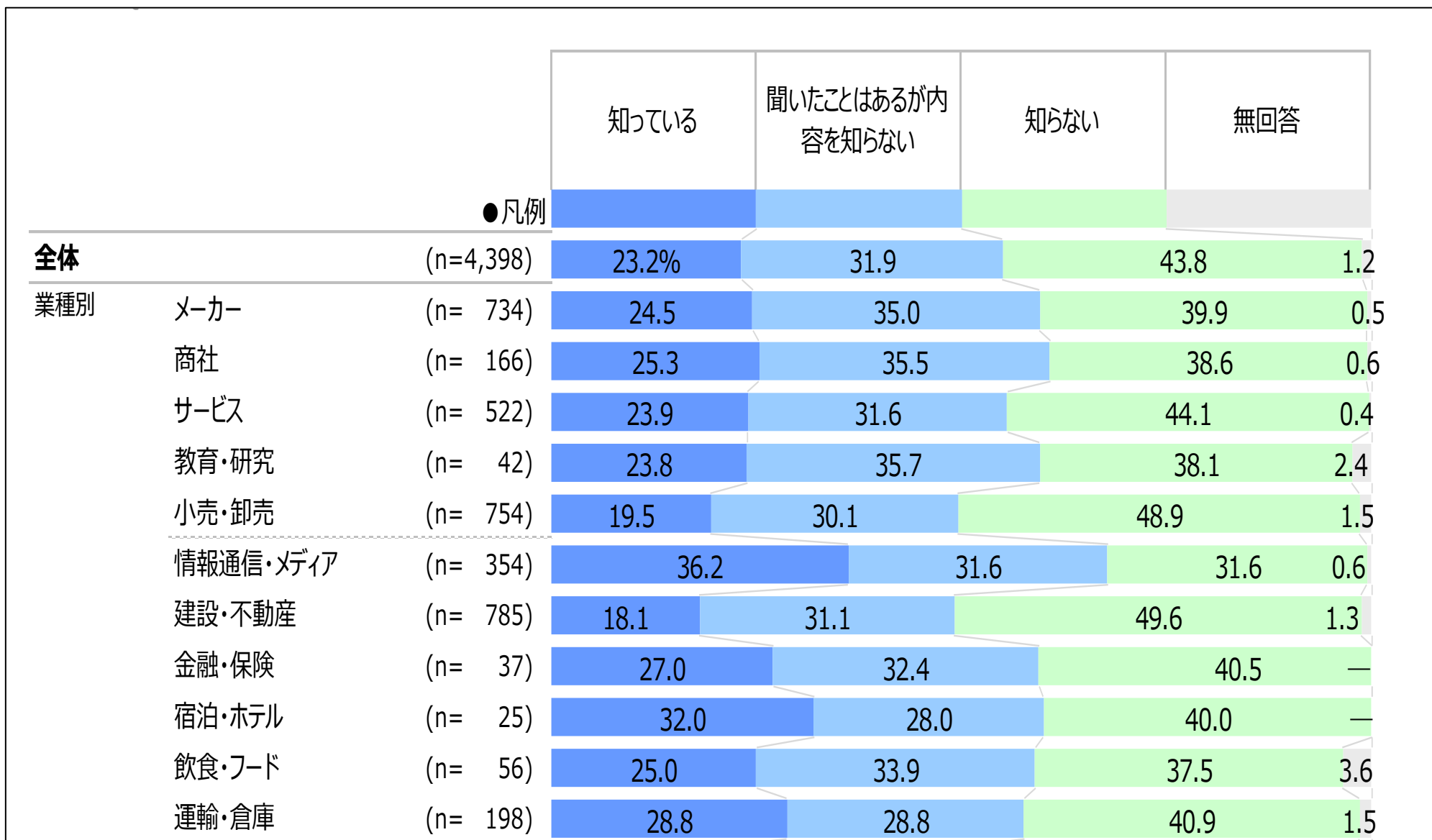
②現在の人材の充足状況



出典：令和3年度関東経済産業局「地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」中小企業向けアンケート調査

3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係るアンケート結果について

③ 在籍型出向制度に関する認知度



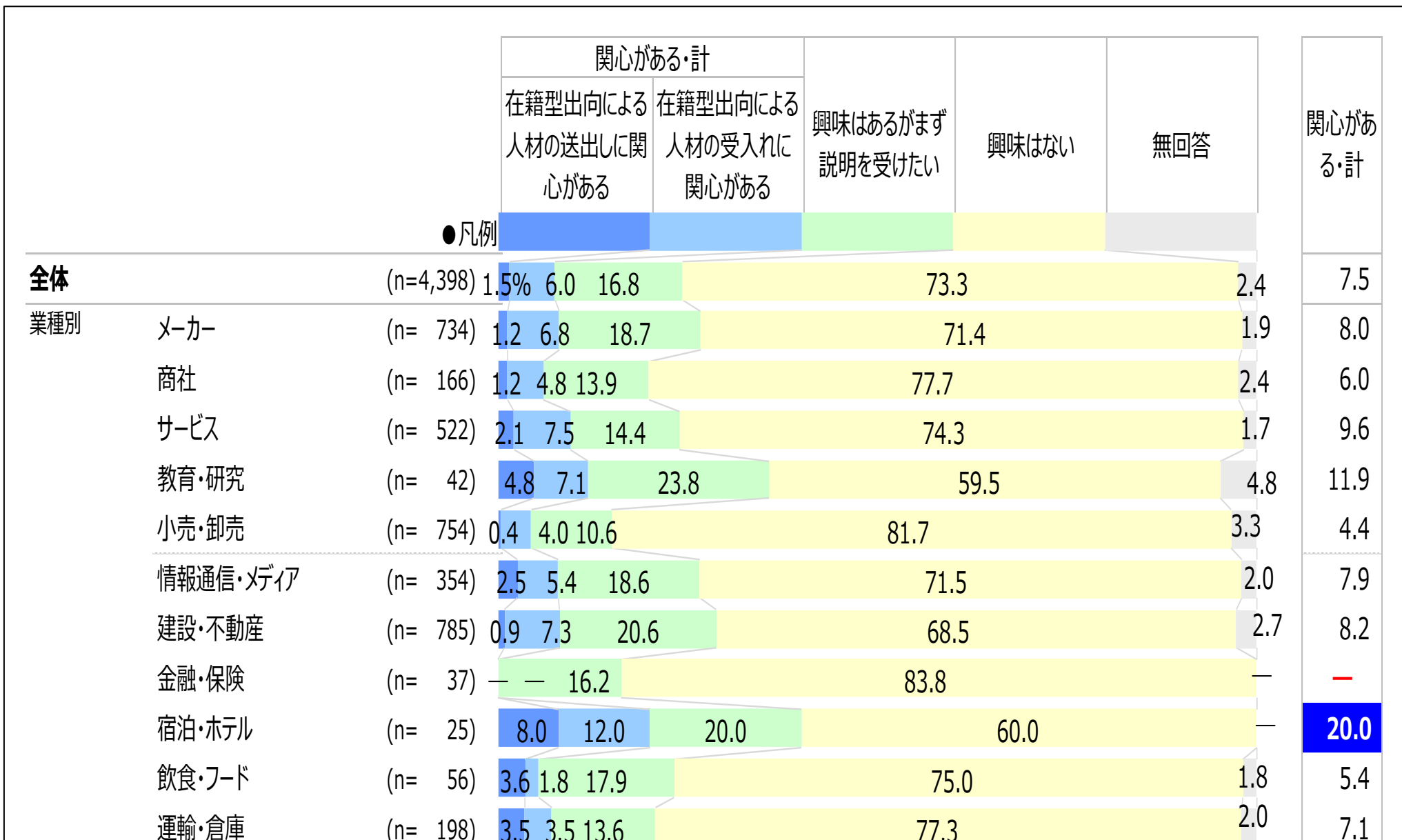
3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係るアンケート結果について

④ 認知している在籍型出向の支援制度

			雇用調整助成金	産業雇用安定助成金	人材確保等促進税制	プロフェッショナル人材事業	支援制度を知らない	無回答
全体		4,398	30.2	14.9	7.2	6.9	57.3	4.8
業種別	メーカー	734	33.5	17.8	7.9	11.6	54.6	3.3
	商社	166	28.3	14.5	6.6	3.0	61.4	3.0
	サービス	522	31.6	16.5	7.7	6.3	56.7	3.8
	教育・研究	42	33.3	11.9	9.5	4.8	57.1	2.4
	小売・卸売	754	27.5	11.8	5.3	5.7	57.2	7.8
	情報通信・メディア	354	33.3	17.5	10.2	7.9	56.5	2.3
	建設・不動産	785	25.9	11.6	6.9	6.5	62.2	4.7
	金融・保険	37	24.3	10.8	2.7	5.4	70.3	2.7
	宿泊・ホテル	25	48.0	20.0	—	4.0	44.0	—
	飲食・フード	56	33.9	19.6	1.8	5.4	46.4	7.1
	運輸・倉庫	198	40.4	20.2	10.1	4.0	47.0	4.5

3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係るアンケート結果について

⑤ 人材シェアマッチングの参加意向



4. 在籍型出向に関するオンライン説明会の開催について

- 在籍型出向活用に向けた企業への一層の周知を図るため、東京労働局及び公益財団法人産業雇用安定センター東京事務所と連携し、管内企業向け「在籍型出向オンライン説明会」を10月13日に開催。

<開催結果概要>

- 日 時：令和3年10月13日（木）14:00～15:30（オンライン）
※説明会当日の録音データはYouTube（METIチャンネル）にて配信中。
 - ①https://www.youtube.com/watch?v=FiEf_ee0vcc
 - ②<https://www.youtube.com/watch?v=LwEvqhBY1aw>
 - ③<https://www.youtube.com/watch?v=b9SP8HO0ZFo>
- 対象者：在籍出向に関心のある企業・団体・支援機関等
- 参加者数：102名（企業は、製造業、サービス業等の参加者が多数。）
- 参加者アンケートの結果：
 - ・参加者の約8割が「満足」または「やや満足」と回答。
 - ・過半数の企業が「在籍型出向による受入もしくは送出を検討したい」と回答。
 - ・説明会終了後、参加企業より7件の支援申し込みあり。
- 参加者からの主な御意見：
 - ・在籍型出向や助成金についての理解が深まった。
 - ・助成金については、手続き等をもう少し分かりやすく簡単なものにしていただきたい。
 - ・オンライン開催は非常に効率的であり、今後の説明会でも継続していただきたい。

【参考】人材確保等への投資促進を図る税制措置①

- ウイズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現のため、**新卒・中途採用による外部人材の獲得**や**人材育成への投資**を促進する制度とした上で、延長する。

改正概要

<赤字が主な改正箇所>

旧制度 (中堅・大企業向け賃上げ税制)

【通常要件①】
継続雇用者給与等支給額
が前年度より**3%**以上増加

かつ

【通常要件②】
国内設備投資額
が減価償却費の95%以上

【措置内容】
✓ 雇用者給与等支給額の増加額の**15%**
を税額控除

【上乗せ要件】
教育訓練費
が過去2年度平均より20%以上増加

【措置内容】
✓ 控除率を**5%上乗せ**

(控除上限は、法人税額の20%)

現行制度 (令和3年4月1日～令和5年3月31日) (人材確保等促進税制)

【通常要件】
新規雇用者 (新卒・中途) 給与等支給額
が前年度より**2%**以上増加

【措置内容】
✓ **新規雇用者給与等支給額 (※) の15%**
を税額控除

※ 雇用者給与等支給額の増加額が上限

【上乗せ要件】
教育訓練費
が前年度より20%以上増加

【措置内容】
✓ 控除率を**5%上乗せ**

(控除上限は、法人税額の20%)

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

【参考】人材確保等への投資促進を図る税制措置② 令和4年4月より適用

賃上げ促進税制(所得税・法人税・法人住民税(大企業は事業税))

見直し・延長

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制

【大企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大30%**を税額控除*

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除*

*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

<大企業向け(資本金1億円超の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各々が対象)

必須要件

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で4%以上増加
⇒ **25%税額控除***



追加要件

教育訓練費が
前年度比で20%以上増加
⇒ **+5%税額控除***

OR

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で3%以上増加
⇒ **15%税額控除***

大企業向けの
詳細情報はこちら



※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること」が必要

<中小企業向け(資本金1億円以下の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各々が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加
⇒ **30%税額控除***



追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加
⇒ **+10%税額控除***

OR

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加
⇒ **15%税額控除***

中小企業向けの
詳細情報はこちら



用語の説明

※1 給与等支給額

国内雇用者(法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。)に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(所得税法第28条第1項に規定する給与所得)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

※2 雇用者全体の給与等支給額の増加額

全ての国内雇用者に対する給与等支給額について、適用年度の給与等支給額から前年度の給与等支給額を控除した額をいいます。

※3 継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け】

継続雇用者(前事業年度及び適用年度の全ての月の分の給与等を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。)に対する給与等支給額をいいます。

※4 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

※5 中小企業者等 【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- 同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本金又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

(3) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農協協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

【各種お問い合わせ先】

●「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトについて

【人材シェアマッチング事業運営事務局】

株式会社学情

電話番号：03-3593-1512

E-mail：kanto-jinzai@gakujo.ne.jp

●本事業全般について

関東経済産業局 地域経済部 社会・人材政策課

担当：窪木、中村、奥野

電話番号：048-600-0274

E-mail：kanto-syajin@meti.go.jp

●人材確保等促進税制について

【税制サポートセンター】

電話番号：03-6206-6588

受付時間：平日（祝日除く）9:00～12:00、13:00～17:30